

## 令和6年度

### 第68回茨城県稲作共進会開催要綱

#### 1 趣 旨

この共進会は、米穀需給の動向に対応し、県産米の安定生産や品質向上及び生産コストの低減、安全安心への配慮等を実践している優良な稲作農家や集団を表彰するとともに、その成果を広く紹介し、生産技術の向上、県産米の品質改善等に寄与することを目的とする。

なお、この共進会は農林水産祭参加行事として開催する。

#### 2 主催並びに後援

主催 茨城県・公益社団法人 茨城県農林振興公社

後援 農林水産省関東農政局

#### 3 事務局

共進会の事務局は、公益社団法人 茨城県農林振興公社 穀物改良部内に置く。

#### 4 申込資格

##### (1) 農家（個人・法人）

- ・稲作を概ね1ha以上を耕作する農家。（採種ほは除く）
- ・主食用米の奨励品種（準奨励品種・認定品種を含む）の作付比率が50%以上の農家。
- ・生産技術の改善等によって安全安心に配慮しつつ生産性が優れている農家。

##### (2) 集団

- ・3戸以上で稲作を概ね5ha以上を耕作する稲作生産集団。（生産部会・研究会は除く）
- ・主食用米の奨励品種（準奨励品種・認定品種を含む）の作付比率が50%以上の集団。
- ・生産技術の改善等によって安全安心に配慮しつつ生産性が優れている集団。

##### (3) 県産米改良に意欲的に取り組み審査規程に基づく資料の提供に応じかつ、現地調査等にも積極的に協力し得る農家及び集団。

##### (4) 主食用米の生産数量目標の協力者であること。

#### 5 参加申込及び推せん

##### (1) 共進会に参加しようとする農家及び集団は、審査書類の該当項目を記入し、申込書を農林事務所 経営・普及部門又は地域農業改良普及センターに提出する。

##### (2) 農林事務所 経営・普及部門又は地域農業改良普及センターは、地域毎推せん点数に基づく農家及び集団について、共進会に推せんする。（別紙申込書及び調査票による）

##### （申込目標）

県北5点、県央10点、鹿行5点、県南10点、県西10点 計40点

## 6 審査

### (1) 審査員

茨城県、農林水産省関東農政局茨城県拠点、J A茨城県中央会、全農茨城県本部、茨城県農林振興公社の職員の中から共進会長が委嘱する。

### (2) 審査会

審査員により審査会を構成し、別に定める審査規程に基づき審査にあたる。

## 7 表彰

優秀な農家及び集団について最優秀賞、優秀賞、優良賞及び特別賞を授与する。

特に、成績優秀なるものに対しては、農林水産大臣賞に推せんする。

但し、県内の申込数が30点に満たない場合は、農林水産祭表彰要領により推せんできない。

また、最優秀賞を授与後3年間は、重ねて最優秀賞は授与しない。

## 8 日程

(1) 募集開始 令和6年9月下旬

### (2) 参加申込み

(農家・集団→農林事務所 経営・普及部門又は地域農業改良普及センター)

令和6年10月11日(金)まで

(農林事務所 経営・普及部門又は地域農業改良普及センター→共進会長)

令和6年10月31日(木)まで

(3) 表彰 令和7年 2月18日(火) 予定

## 審 査 規 程

- 1 茨城県稲作共進会の審査はこの規程により行う。
- 2 本共進会の審査を行うため審査会をおく。審査会は審査長、審査員をもって構成し、共進会長が委嘱する。
- 3 審査は、農林事務所 経営・普及部門又は地域農業改良普及センターから推せんされた地域代表に対し、書類審査及び現地審査を行う。  
但し、審査細則については別に定める。
- 4 審査会は、審査提出書類並びに現地審査において虚偽の申告あるいは不正等がなされた場合は審査を中止し、失格とすることができる。
- 5 審査会の決定に対しては一切の異議申し立てを認めない。

## 審査細則

### 書類審査による審査対象項目と配点（230点）

(1) 令和6年産水稻作付面積（借地面積含む）	20
(2) 令和6年産水稻作付面積に対する奨励品種の作付比率	10
(3) 省力化・低コスト技術への取組み	20
(4) 作業受託面積	10
(5) 令和6年産米受検数量に対する1等の占める比率	30
(6) 10a当たり収量	20
(7) 安全・安心への取組み	30
(8) 高品質米生産への取組み	30
(9) 品質評価	50
(10) 県産米改良に対する対応状況	10
計	230

- ・ 米を複数品種栽培している場合、「田植期間」及び「品質評価」は、主食用米奨励品種の作付面積が最も大きい品種について審査する。
- ・ 品質評価は、品質分析のため玄米500gを提出する。

## 審 査 配 点 基 準

1 令和6年産水稲作付面積（借地面積含む・新規需要米含む）（20点）

水稲作付面積	点 数
35 ha 以上	20
25～35 ha 未満	18
15～25 ha 未満	16
10～15 ha 未満	12
5～10 ha 未満	8
1～5 ha 未満	4

2 主食用米奨励品種の作付比率（10点）

作付比率	点 数
100%	10
90～100%未満	5
50～90%未満	3

3 省力化・低コスト技術への取組み（20点）

項 目	内 容
育 苗	作期の分散、育苗管理（プール育苗、平置育苗、密苗育苗等）の工夫
ほ場整備	レーザーレベラーの導入、農地中間管理機構を活用した農地の集積
施 肥	苗箱施肥、側条施肥、流込み施肥
植 付	直は、高性能田植機等の導入（8条以上）
雑草防除	田植同時処理・水口施用
病虫害防除	田植同時処理・乗用管理機
乾燥調製	ライスセンター・カントリー等の利用・遠赤外線乾燥機の導入
その他	特に審査員が認めたもの（ICTの導入等）

- 4項目以上該当 20点 （注）無人航空機を個人又は共同で所有し利用している  
 3項目該当 15点 を「その他」でカウントする。  
 2項目該当 10点  
 1項目該当 5点

4 作業受託延面積（10点）

受託面積	点数
100ha以上	10
50～100ha未満	5
10～50ha未満	3

5 受検数量に対する1等の占める比率（30点）

1等比率	点数
100%	30
90～100%未満	20
80～90%未満	10

6 10a当たり収量（20点）

コシヒカリ		コシヒカリ以外	
収量	点数	収量	点数
500kg以上	20	520kg以上	20
480～499kg以下	16	480～519kg以下	16
480kg未満	12	480kg未満	12

（注）複数品種栽培している場合、主食用米奨励品種の作付面積が最も大きい品種について審査する。

7 安全・安心への取組み（新規需要米除く）（30点）

評価基準		点数
種子更新率	100%	10
	90～100%未満	5
GAPの取組み		10
特別栽培米・有機JAS認証取得		5
いばらきみどり認定またはエコファーマー認定		5

8 高品質米生産への取組み（30点）

評 価 基 準		点 数
コシヒカリ	5月 5日～20日の田植	10
あきたこまち	4月20日～30日の田植	
ふくまるSL	4月21日～5月20日の田植	
作付面積	80%以上	10
	70～80%未満	8
	60～70%未満	5
受検比率	90%以上	10
	80～90%未満	8
	70～80%未満	5
グレーダー網目	1.85mm以上	5
色彩選別機による選別		5

(注) 複数品種栽培している場合は、田植時期について主食用米奨励品種の作付面積が最も大きい品種について審査する。

9 品質評価（50点）

評 価 基 準		点 数
千粒重 (15)	22.0g以上(水分15%換算値)	15
	21.5～22.0g未満(同上)	10
	21.0～21.5g未満(同上)	5
玄米水分 (10)	14.5～15.0%	10
玄米粗タンパク (10)	6.4%以下 (水分15%換算値)	10
食味値 (15)	80以上	15
	75～80未満	10
	70～75未満	5

- (注) 1 玄米水分については、受検時の数値を用いる。  
 2 千粒重及び玄米粗タンパクについては、水分15%換算値で評価する。  
 3 複数品種栽培している場合、主食用米奨励品種の作付面積が最も大きい品種について評価する。

10 県産米改良に対する対応状況（10点）

県産米改良技術向上研修会・講習会等の参加